**第１０章　参考資料**

（１）対象業種名と業種コード

対象業種名と業種コードは、化管法の届出の対象業種名と業種コードと同一です。以下のホームページをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gyosyucode.pdf>





（２）用途一覧

第一種管理化学物質排出量等届出書の別紙1-1、別紙2-1の「主な用途」欄については、下表の「用途」欄の中から選んで下さい。



（３）排出先の公共用水域の名称

　　　排出先の公共用水域の名称は化管法の届出と同一です。以下のホームページをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki_name.html>

（４）移動先の下水道終末処理施設の名称

　　　移動先の下水道終末処理施設の名称は化管法の届出と同一です。以下のホームページをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html>

（５）管理化学物質の一覧

①第一種管理化学物質

























　　②第二種管理化学物質（取扱量及び排出量・移動量の届出の対象外とする化学物質）









③改正前※１の第一種管理化学物質



















（６）ＶＯＣ（揮発性有機化合物）に該当する物質の例

　　①沸点が150℃以下の物質

化管法　第一種指定化学物質に該当する物質





※1複数の異性体が存在する。沸点・融点はcas番号75-88-7の物性値を示す。

※2複数の異性体が存在する。沸点・融点はcas番号124-73-2の物性値を示す。

※3複数の異性体が存在する。沸点・融点はcas番号76-13-1の物性値を示す。

化管法　第一種指定化学物質以外の物質





※4複数の異性体が存在する。沸点・融点はcas番号76-11-9の物性値を示す。

[注]・「区分」欄に記載した「法特定」、「法第一種」及び「法第二種」は、それぞれ化管法における「特定第一種指定化学物質」、「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」を示す。

　 ・「区分」欄に記載した「その他」は、化管法の指定物質以外の物質であることを示す。

　 ・「沸点」は、「PRTR排出量等算出マニュアル（第５版）第Ⅲ部資料編（経済産業省･環境省：令和５年3月）」及び「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）https://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html　（独立行政法人製品評価技術基盤機構）」等より引用した。

　　②沸点が150℃を超える物質

化管法　第一種指定化学物質に該当する物質





化管法　第一種指定化学物質以外の物質





[注]・「区分」欄に記載した「法特定」、「法第一種」及び「法第二種」は、それぞれ化管法における「特定第一種指定化学物質」、「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」を示す。

　 ・「区分」欄に記載した「その他」は、化管法の指定物質以外の物質であることを示す。

　 ・「沸点」は、「PRTR排出量等算出マニュアル（第５版）第Ⅲ部資料編（経済産業省･環境省：令和５年3月）」及び「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）https://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html　（独立行政法人製品評価技術基盤機構）」等より引用した。

・沸点が150度を超える物質については、世界保健機関（WHO）におけるVOCの基準である沸点260度までの物質を掲載。